

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第十七号の承認申請書

年 月 日

金融庁長官 殿

申請者 郵便番号
住所又は所在地
商号
又は名称
氏名
(法人にあっては、代表者の役職氏名)

事務受託担当者
郵便番号
住所又は所在地
電話番号 () -
商号、担当者

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第17号で規定する承認を受けようとしたいたく、同府令第16条第5項で定めるところにより、申請いたします。

商号又は名称	
本店又は主たる事務所及び国内における主たる営業所又は事務所の所在地	
代表者の役職名及び氏名	
国内における代表者の氏名及び連絡先	
承認を受けて行おうとする行為に国内において従事する者の役職名及び氏名	
承認を受けて行おうとする行為を行っている外国の当局（IOSCO MMOU の署名当局に限る。）の名称及び当該外国の当局から受けている許可その他の行政処分の内容	

外国において業務を継続することが困難となり、又は困難となるおそれがあることの概要	
承認を受けて行おうとする行為の具体的な内容	
承認を受けて行おうとする行為を行う期間（三月以内に限る。）	承認日より か月
国内において他に事業を行うときは、その事業の具体的な内容	

(添付書類)

- 次に掲げる事項を誓約する書面
 - イ 法第二十九条の四第一項第一号イからハまで及び第二号のいずれにも該当しないこと。
 - ロ 国内従事者が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ハ 承認を受けて行おうとする行為が外国の法令に抵触するものでないこと。
 - ニ 承認を受けて行おうとする行為以外の法第二条第八項各号に掲げる行為を国内において行わないこと。
 - ホ 国内における法令を遵守するための体制の確立を適切に図ること。
- 登記事項証明書に準ずる書面
- 国内における代表者の履歴書
- 前項第六号の外国の当局から許可その他の行政処分を受けていることを証する書面